

### 1 静岡県多文化共生推進基本条例

2008年12月26日

条例第59号

静岡県多文化共生推進基本条例をここに公布する。

静岡県多文化共生推進基本条例

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 多文化共生推進基本計画（第6条）

第3章 多文化共生の推進に関する基本的施策等（第7条－第11条）

第4章 静岡県多文化共生審議会（第12条－第17条）

附則

#### 第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、多文化共生の推進に関し、県、県民及び企業その他の民間の団体の責務を明らかにするとともに、多文化共生の推進に関する施策（以下「多文化共生施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、多文化共生施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって多文化共生社会を実現することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において「多文化共生」とは、県内に居住する外国人及び日本人が、相互の理解及び協調の下に、安心して、かつ、快適に暮らすことをいう。

（県の責務）

**第3条** 県は、多文化共生施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、多文化共生施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（県民の責務）

**第4条** 県民は、地域、職域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において多文化共生を推進するよう努めるものとする。

（民間の団体の責務）

**第5条** 企業その他の民間の団体は、その事業活動に関し、多文化共生を推進するよう努めるとともに、県又は市町が実施する多文化共生施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 多文化共生推進基本計画

**第6条** 知事は、多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生推進基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 基本計画は、多文化共生施策の大綱その他多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項について定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、静岡県多文化共生審議会に意見を求めるものとする。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

## 第3章 多文化共生の推進に関する基本的施策等

（広報活動）

**第7条** 県は、多文化共生の推進に関する県民の理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

（市町との協働）

**第8条** 県は、多文化共生の推進に関する市町の役割の重要性にかんがみ、地域における多文化共生の推進に市町と協働して取り組むものとする。

（県民の活動を促進するための支援）

**第9条** 県は、県民が行う多文化共生の推進に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（調査研究）

**第10条** 県は、多文化共生施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

（年次報告）

**第11条** 知事は、毎年、多文化共生施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

## 第4章 静岡県多文化共生審議会

（設置及び所掌事務）

**第12条** 県に、静岡県多文化共生審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
  - (1) 基本計画に関し、第6条第3項に規定する意見を述べること。
  - (2) 知事の諮問に応じ、多文化共生の推進に関する基本的施策及び重要事項について調査審議すること。

(3) 県の多文化共生施策の実施状況について、知事に意見を述べること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、多文化共生の推進に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

**第13条** 審議会は、知事が任命する委員15人以内で組織する。

(任期)

**第14条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第15条** 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第16条** 審議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

**第17条** この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 静岡県多文化共生審議会委員名簿

(任期 2021年6月20日 - 2023年6月19日)

| No | 氏名                | 職名                                 |
|----|-------------------|------------------------------------|
| 1  | 池上 重弘             | 静岡文化芸術大学文化政策学部 教授                  |
| 2  | 王 萱(オウ カヤ)        | (株)小林製作所 (中国)                      |
| 3  | 北河 実則             | 名古屋出入国在留管理局 首席審査官                  |
| 4  | 小林 利彦             | (一社)静岡県医師会 副会長                     |
| 5  | 斉藤 薫              | 浜松商工会議所 会頭                         |
| 6  | ◎酒井 公夫            | (一社)静岡県商工会議所連合会 会長                 |
| 7  | 榊原 昭雄             | 沼津市自治会連合会 会長                       |
| 8  | 坂本 勝信             | 常葉大学経営学部 教授                        |
| 9  | ○鈴木 宏征            | 藤枝市立葉梨中学校 校長                       |
| 10 | 高畑 幸              | 静岡県立大学国際関係学部 教授                    |
| 11 | 田中 恵子             | (特非)浜松外国人子ども教育支援協会 (TOMO2) 顧問      |
| 12 | 田平 相川<br>アンジェラ 明美 | 浜松磐田信用金庫<br>(一社)磐田国際交流協会 理事 (ブラジル) |
| 13 | 土屋 真理             | 静岡県弁護士会登録司法通訳 (フィリピン)              |
| 14 | 奈良 直紀             | 沼津商工会議所 副会頭                        |
| 15 | ラクスミ デワヤニ         | 静岡県多文化共生総合相談センター相談員 (ムスリム)         |

(◎会長 ○副会長) (敬称略、50音順)

### 3 計画策定の経過

#### 2020年度

##### ○多文化共生基礎調査の実施

| 実施時期          | 概要                                  |
|---------------|-------------------------------------|
| 2020年8月から9月まで | 静岡県多文化共生に関する基礎調査<br>(日本人調査・外国人調査)実施 |

#### 2021年度

##### ○静岡県多文化共生審議会

| 回次   | 開催日         | 主な概要                |
|------|-------------|---------------------|
| 第28回 | 2021年7月12日  | 次期計画の策定の方向性、基礎調査の結果 |
| 第29回 | 2021年10月20日 | 次期計画の骨子及び計画案        |
| 第30回 | 2022年1月19日  | 次期計画最終案、計画の推進       |

##### ○静岡県多文化共生推進本部

| 回次  | 開催日         | 主な概要                |
|-----|-------------|---------------------|
| 第1回 | 2021年5月26日  | 次期計画の策定の方向性、基礎調査の結果 |
| 第2回 | 2021年10月15日 | 次期計画の骨子及び計画案        |
| 第3回 | 2022年2月16日  | 次期計画最終案、計画の推進       |

##### ○県民意見の募集

| 実施時期                          | 概要  |
|-------------------------------|---|
| 2021年12月21日から<br>2022年1月16日まで | 静岡県HP、Facebook(「やさしい日本語」及び多言語概要版)で県民意見を募集 |

## 4 2020年度静岡県多文化共生基礎調査

### (1) 趣旨

静岡県多文化共生推進基本計画策定の基礎資料とするため、県内に在住する日本人及び様々な国籍の外国人を対象に、外国人との共生に関する日本人の意識や外国人の生活や就労の実態等を調査しました。

### (2) 調査の概要

調査結果は県 HP に掲載しています。▶



#### ○対象者等

| 区分     | 内容  |
|--------|---|
| 対象者    | 県内に居住する 16 歳以上の日本人及び外国人   |
| 対象市町   | 静岡市、浜松市、富士市、焼津市、磐田市 計 5 市   |
| 国籍     | 2019 年 6 月末現在の県内の上位 8 カ国（ブラジル、フィリピン、中国、ベトナム、韓国・朝鮮、ペルー、インドネシア、ネパール）            |
| 抽出数    | 対象市の住民基本台帳（8 月 1 日現在）から、該当する日本人 1,000 人及び外国人 4,000 人、計 5,000 人を無作為抽出          |
| 調査方法   | アンケート用紙、返信用封筒（料金後納）を同封し郵送<br>オンライン回答用の QR コードも併せて同封し、どちらかで回答                  |
| 主な調査事項 | 日本人/属性、外国人との交流状況、行政に求める施策等 計 11 問<br>外国人/属性、日本人との交流状況、子どもの教育、行政に求める施策等 計 36 問 |

#### ○市別対象者数

| 市町  | ブラジル  | フィリピン | 中国  | ベトナム | 韓国  | ペルー | インドネシア | ネパール | 合計    | 日本人   |
|-----|-------|-------|-----|------|-----|-----|--------|------|-------|-------|
| 静岡市 | 283   | 161   | 112 | 100  | 49  | 44  | 32     | 19   | 800   | 200   |
| 浜松市 | 284   | 161   | 112 | 100  | 49  | 44  | 32     | 18   | 800   | 200   |
| 富士市 | 284   | 162   | 112 | 100  | 49  | 44  | 31     | 18   | 800   | 200   |
| 焼津市 | 284   | 162   | 111 | 100  | 49  | 45  | 31     | 18   | 800   | 200   |
| 磐田市 | 284   | 161   | 112 | 100  | 49  | 45  | 31     | 18   | 800   | 200   |
| 合計  | 1,419 | 807   | 559 | 500  | 245 | 222 | 157    | 91   | 4,000 | 1,000 |

\*外国人の国籍別人数の割り当てについては県内人口比とし、国籍ごとの人数は各市に均等に割り当てた。

\*日本人は各市に均等に割り当てた。

### (3) 回収結果

#### ○日本人調査

|    | オンライン回収<br>a) | 郵送回収<br>b) | 重複による<br>無効ケース<br>c) | その他の<br>無効ケース<br>d) | データ確認後<br>有効回答数<br>a + b - c - d |
|----|---------------|------------|----------------------|---------------------|----------------------------------|
| 総数 | 99            | 319        | 2                    | 1                   | 415                              |

\*その他の無効ケースは「本人病気のため回答不可」と回答（以下白紙）

## ○外国人調査

|          | オンライン回収 a) | 郵送回収 b) | 重複による<br>無効ケース c) | データ確認後<br>有効回答数<br>a + b - c - d |
|----------|------------|---------|-------------------|----------------------------------|
| 総数       | 462        | 1,165   | 34                | 1,593                            |
| 調査票言語別内訳 |            |         |                   |                                  |
| ポルトガル語   | 121        | 312     | 12                | 421                              |
| フィリピン語   | 101        | 242     | 15                | 328                              |
| 中国語      | 56         | 138     |                   | 194                              |
| ベトナム語    | 82         | 82      | 6                 | 158                              |
| 韓国・朝鮮語   | 4          | 23      |                   | 27                               |
| スペイン語    | -          | 53      |                   | 53                               |
| インドネシア語  | -          | 47      |                   | 47                               |
| ネパール語    | -          | 17      |                   | 17                               |
| 日本語      | 98         | 251     | 1                 | 348                              |

\* スペイン語、インドネシア語、ネパール語については、オンライン回収は実施しなかった。

## (4) 調査項目

### ○日本人調査項目

|             |  |
|-------------|--|
| 基本属性        | 性別、年齢、居住市、自治会加入  |
| 多文化共生に関わること | 外国人との付き合い、外国人への親しみ、「やさしい日本語」の認知度、多文化共生に関する意見、外国人に対する差別の認知、行政の取り組むべき課題、外国人増加の影響 |

### ○外国人調査項目

|         |   |
|---------|---|
| 基本属性    | 性別、年齢、国籍、在留資格   |
| 日本での生活  | 日本での通算滞在年数、今後の滞在予定年数、居住市、一緒に住んでいる人の種類、住まいの形態、住まいを探す際に困ったこと                        |
| 日本人との関係 | 日本人との付き合い、日本人への親しみ、被差別意識、相互理解のために外国人がすべきこと、自治会への加入、非加入の理由、団体・行事への参加               |
| 防災・防犯   | 災害時における情報の入手方法、災害への備え、地域の治安・防犯、日本の交通ルール学習   |
| 日本語の能力  | 日本語での会話能力、日本語を読む力、日本語を書く力   |
| 社会との関係  | 生活情報の入手方法、困ったときの相談先、病気やけがをした際の対応  |
| 子どものこと  | 同居している6～15歳の子どもの数、子どもの最もよく話せる言語、子どもの就学、子どもの学力に対する心配、子どもの日本語学習、子どもの将来、子どもの教育で困ったこと |
| 現在の仕事   | 現在の就業形態、現在の仕事の内容、職場での活躍のために希望すること   |
| 行政への要望  | 市や県に望む行政サービス  |

**ふじのくに多文化共生推進基本計画**

2022年3月

---

静岡県くらし・環境部県民生活局多文化共生課